

令和6年度人材育成支援事業助成金交付要綱

一般社団法人宮城県産業資源循環協会

(目的)

第1条 この要綱は、一般社団法人宮城県産業資源循環協会（以下「協会」という。）の会員である産業廃棄物処理事業者が取り組む人材の育成を支援することにより、産業廃棄物の適正処理、循環型社会の形成及び低炭素社会の実現等に寄与することを目的とする。

(助成対象講習会等及び助成金額)

第2条 助成対象とする講習会及び研修会（以下「講習会等」という。）及び助成金額は、公益社団法人全国産業資源循環連合会及び一般財団法人日本環境衛生センターが主催するもので、別表に示すものとする。

2 講習会等の経費について他の助成金等の交付を受ける場合は、助成対象外とする。

(助成対象者)

第3条 助成対象者は、別表の講習会等を受講又は受験した会員とする。

2 会員とは、助成金を申請する時点で協会に加入している者をいう。ただし、会費が未納である場合は、この限りでない。

(助成金の交付申請)

第4条 助成金の交付申請は、講習会等が実施されるまでに、助成金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて申請するものとする。ただし、申請は原則として1事業者あたり1回とする。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 講習会等の講座内容、日程、金額等が確認できる書類の写し
- (4) その他協会会長が必要と認める書類

(助成金の申請受付期間)

第5条 助成金の申請受付期間は、令和7年2月28日までとする。ただし、同日までに第2条に規定する主催者に対し受講料等の支払いを完了し、3月7日までに第7条に規定する助成事業実績報告書を提出できるものでなければならない。

2 前項の規定にかかわらず申請額が予算に達した場合は、その時点で打ち切るものとする。

(助成金の交付決定)

第6条 協会会長は、助成金の交付を決定したときは、その内容等を助成金交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(助成金の実績報告)

第7条 申請者は、講習会等の終了した日から起算して30日以内に助成事業実績報告書(様式第5号)を提出するものとする。ただし、提出期限は令和7年3月7日とする。

2 助成事業実績報告書に添付すべき書類は次のとおりとする。

- (1) 事業実績書(様式第2号)
- (2) 収支決算書(様式第3号)
- (3) 講習会等の受講料等の支払が確認できる書類の写し
- (4) 会員が受講料等を負担したことが確認できる書類の写し
- (5) その他協会会長が必要と認める書類

(助成金の額の確定)

第8条 協会会長は、前条の規定により実績報告書の提出があり、その内容が助成金交付決定の内容に適合すると認めるときは、助成金交付額確定通知書(様式第6号)により申請者に通知するものとする。

(助成金の交付)

第9条 助成金は、前条の規定により交付すべき助成金の額が確定した後に支払うものとする。

2 申請者は、前項の規定による助成金の支払いを受けようとするときは、助成金請求書(様式第7号)を協会会長に提出しなければならない。

(助成金の返還)

第10条 助成金交付後に虚偽の申請その他不正な行為が判明した場合には、助成金の返還を命ずることがある。

(その他必要な事項)

第11条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、会長が別にこれを定める。

(附 則)

本要綱は、令和6年10月1日より施行する。

別表

| 助成対象講習会等 |
|--|
| I 公益社団法人全国産業資源循環連合会が実施する「産業廃棄物処理実務者研修会 eラーニング」を受講するために、会員が負担した受講料及び「産業廃棄物処理実務者研修会テキスト（令和6年版）」購入費（ただし口座振込手数料は除く。） |
| II 公益社団法人全国産業資源循環連合会が実施する「産業廃棄物処理検定」を受験するために、会員が負担した受験料及び「産業廃棄物処理検定公式テキスト（第1版）」の購入費用（ただし口座振込手数料は除く。） |
| III 一般財団法人日本環境衛生センターが実施する「廃棄物処理施設技術管理者講習」及び「産業廃棄物等実務管理者講習」を受講するために、会員が負担した①及び②の経費 ① 「廃棄物処理施設技術管理者講習」の受講料（ただし口座振込手数料は除く。） ア 産業廃棄物中間処理施設コース イ 産業廃棄物焼却施設コース ウ 最終処分場コース エ 破砕・リサイクル施設コース オ 有機性廃棄物資源化施設コース カ 産業廃棄物中間処理施設コース（Eラーニング） キ 破砕・リサイクル施設コース（Eラーニング） ② 「産業廃棄物等実務管理者講習」の受講料（ただし口座振込手数料は除く。） |
| 助 成 金 額 |
| ① 講習会受講者、検定受験者及び講習テキスト購入者1人当たりの助成金額は2万円以内（千円未満は切り捨てる。） ② 1会員事業者当たりの申請額は2万円以内（千円未満は切り捨てる。） |